

## 河津町防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成することにより、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格を取得した者に対して、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、河津町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱で定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）から防災士として認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「養成講座」とは、日本防災士機構が認定した研修機関が、同機構が定める研修カリキュラムに基づいて行う防災士研修講座及び日本防災士機構が認める自治体が行う防災士養成事業による防災士養成講座をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 自主防災組織又は区に所属している者
- (3) 自主防災組織又は区長が推薦する者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる防災士資格取得に要する経費とし、補助額は当該経費の合計額で100,000円を限度とする。

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、河津町防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に防災士養成講座の受講を証する書類及び自主防災組織又は区長の推薦書を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、審査を行ったうえで補助金額を決定し、河津町防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第 8 条 申請者は、日本防災士機構による防災士認証登録（以下「認証登録」という。）を受けなければならない。

(補助金の交付請求)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、防災士の認証登録を完了したときは、速やかに河津町防災士育成事業補助金交付請求書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し

(2) 支払を証明する書類

(補助金の返還等)

第 10 条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他の不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(被補助者の責務)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動や町が実施する防災に関する施策等に協力しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
1 防災士養成講座の受講料	防災士研修センター等が実施する研修養成講座の受講料
2 防災士資格取得試験受験料	日本防災士機構が実施する試験受験料
3 防災士認証登録申請料	日本防災士機構への認証登録申請料
4 旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災士養成講座の参加に伴う鉄道賃等は、河津町職員の旅費に関する条例（昭和52年河津町条例第11号。以下「条例」という。）の規定により算出される額</li> <li>・ 宿泊料は、実費又は条例別表に掲げる額のいずれか低い額</li> </ul>